

はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

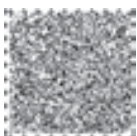
佐賀県では、平成6年に「佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画（平成6年度～平成15年度）」を策定しました。平成10年にはその重点実施計画として「佐賀県障害者プラン（平成10年度～平成15年度）」を策定し、障害福祉サービス等の具体的な数値目標を掲げ、障害福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。また、平成15年度に基本理念を継承し、さらに一層、障害福祉施策を促進していくため、「佐賀県新障害者プラン（平成16年度～平成25年度）」を策定するとともに、平成25年度には「第3次佐賀県障害者プラン（平成26年度～平成30年度）」を策定し、各種施策に取り組んできました。

この間、国においては、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれのサービスを利用する仕組みが一元化され、サービスに係る経費が義務的経費となり、財源の安定化が図られました。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られました。同年8月には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直しや合理的な配慮が新たに規定されました。

また、平成25年4月には、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されるとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障害者に対する差別的取扱を禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられるとともに、平成26年1月20日に、日本は、障害者の権利を実現するための措置等を規定する「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。

佐賀県においても、平成30年9月に「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」と「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を施行しました。



このような、国内法の整備や国際的な障害福祉施策における大きな制度の改革や社会情勢の中、県民が障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会を目指して、「第4次佐賀県障害者プラン」を策定しました。

なお、今回の計画の計画期間は、第5期佐賀県障害福祉計画・第1期佐賀県障害児福祉計画の計画期間の終期と合わせるため、2019年度（平成31年度）から2020年度（平成32年度）までの2年間とします（第5次佐賀県障害者プランは、障害福祉計画や障害児福祉計画を含んだものとします。）。

今回の計画は、このように計画期間を短期間とすることから、基本理念や基本目標は第3次佐賀県障害者プランを継承することとしました。



2 計画の性格・位置づけ

- ① この計画は、障害者基本法第11条第2項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。
また、難病、高次脳機能障害により、生活や教育等において支援が必要な人に対するの取組も行っていくものです。
- ② この計画は、市町の障害福祉施策を推進する上での基本的な方向を示すものであり、市町障害者計画策定に当たっての基本となるものです。

○障害者基本法（抜粋）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。



3 計画期間

計画期間は、2019年度（平成31年度）から2020年度（平成32年度）までの2年間とします。

障害福祉サービスに係る数値目標については、「第5期佐賀県障害福祉計画・第1期佐賀県障害児福祉計画」において、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）を期間として設定しています。

また、佐賀県総合計画など、その他の様々な計画においても、計画期間が異なることから、必要に応じ数値目標の見直しを行います。

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
佐賀県 障害者プラン (障害者基本法)	第3次佐賀県障害者プラン					第4次佐賀県 障害者プラン	
佐賀県 障害福祉計画 (障害者総合支援法) 障害児福祉計画 (児童福祉法)						第4期佐賀県障害福祉計画	



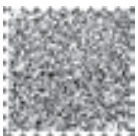
4 障害保健福祉圏域

障害者施策推進については、県及び市町がそれぞれの役割に応じて障害福祉サービス等の提供を行います。市町の人口規模や地域の実情等に応じて、広域的な取組が必要なことから、障害保健福祉圏域を設定します。

障害保健福祉圏域については、保健・医療・福祉等の連携を勘案し、「佐賀県保健医療計画（第7次）」の二次保健医療圏、「さがゴールドプラン21（第7期）」の老人福祉圏域と同じ5圏域とします。

なお、この圏域は、社会情勢等の変化に対応して、適切な圏域となるよう適宜見直しを行います。

圏 域 名	区 域
中部障害保健福祉圏域	佐賀市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡（吉野ヶ里町）
東部障害保健福祉圏域	鳥栖市、三養基郡（基山町、上峰町、みやき町）
北部障害保健福祉圏域	唐津市、東松浦郡（玄海町）
西部障害保健福祉圏域	伊万里市、西松浦郡（有田町）
南部障害保健福祉圏域	武雄市、鹿島市、嬉野市、 杵島郡（大町町、江北町、白石町）、藤津郡（太良町）



5 計画の推進

計画に掲げた施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により計画の推進及び進行管理を行います。

1 各主体に期待される役割

この計画の推進に当たっては、県民、障害者支援団体、企業、市町、県が、それぞれの役割を担い、お互いに協働することが必要です。

また、障害を理由とする差別解消、権利擁護の推進に努めることが必要です。

(1) 県民の役割

障害者も積極的に社会活動に参画し、障害のあるなしにかかわらず地域社会の中でもともに支え合う社会づくりが求められています。このため、県民一人ひとりが、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

(2) 障害者支援団体の役割

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者やその家族等のニーズに基づいた支援活動、障害や障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、自主的で積極的な活動をする必要があります。また、行政や企業との協働により、これらの活動を促進するとともに、各支援団体においても職員への障害や障害者に対する研修等を実施し、人材育成に取り組む必要があります。

(3) 企業の役割

障害者が有する能力を正當に評価し、障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害者に適した職場環境の整備に努めることが必要です。

(4) 市町の役割

市町は、障害者にとって最も身近な自治体であることから、住民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるための基礎的できめ細かなサービスの提供を行うことが必要です。このため、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供する体制の整備などを進めることが必要です。

また、単独の市町では実施困難な事業等については、障害保健福祉圏域内の市町間の連携などにより事業の推進に当たることが必要です。



(5) 県の役割と推進体制

① 県の役割

県は、広域的な立場から、障害保健福祉圏域間の調整、先導的施策の実施及び誘導、市町が行うことが困難な広域的な取組を行います。障害者、地域・住民、障害者支援団体、市町などと積極的に意見交換や協議を行うとともに協働により障害者施策を進めます。

また、地域のニーズにあった障害福祉サービスの推進やそのための財源確保を図るために国に対して政策提案を行います。

② 推進体制

(ア) 障害者支援団体や民間事業所との連携

県では、障害者支援団体や民間事業所が障害福祉をより良くするための多様な活動を積極的に行っていることから、日頃からこれらの関係者と意見交換を行うとともに協働により一体となって施策を進めます。

(イ) 市町との連携

障害者が、必要な障害福祉サービスを県内どこでも受けられるように、市町と連携を図り、施策の効果的な推進に努めます。

(ウ) 県庁内関係部局との連携

障害福祉施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にわたるため、関係部局が連携して取り組みます。

(エ) 自立支援協議会

地域全体で障害者を支える力を高める観点から、福祉団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者等のネットワークを構築し、強化します。

2 評価及び進行管理

学識経験者や障害当事者・障害者支援団体などで構成する「佐賀県障害者施策推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況の評価及び進行管理を行い、計画的に施策の推進を図ります。

